

第 21 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 9 月 10 日（木） 9 時 3 分～9 時 40 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2 階 多目的ホール

3. 出席農業委員 (17 名)

1 番委員	今 井 文 雄	2 番委員	欠	3 番委員	柴 田 博 明
4 番委員	今 井 龍 美	5 番委員	小田桐 志賀子	6 番委員	花 田 良 造
7 番委員	三 浦 勝 志	8 番委員	山 口 知 治	9 番委員	欠
10 番委員	三 浦 良 孝	11 番委員	桑 田 久 毅	12 番委員	古 川 榮
13 番委員	小山内 知 寛	14 番委員	丹 代 純 嗣	15 番委員	福 士 弘
16 番委員	葛 西 雅 博	17 番委員	齋 藤 美也子	18 番委員	對 馬 忠 法
19 番委員	大 川 哲 彌				

4. 欠席農業委員 (2 名)

2 番委員	工 藤 正	9 番委員	齋 藤 久 嗣		
-------	-------	-------	---------	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (7 名)

平賀-1	欠	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 欠席農地利用最適化推進委員【調査員】 (1 名)

平賀-1	赤 平 和 絵				
------	---------	--	--	--	--

7. 出席事務局職員 (5 名)

事務局長	小 野 生 子	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也	主査	谷 川 智 也
主事	佐 藤 千 尋	専門員	佐 藤 千代彦		

8. 議事日程等

- 第 1 開 会
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議事録署名者の指名
- 第 4 書記の指名
- 第 5 上程議案

議案第 66 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

- 議案第 67 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について
- 議案第 68 号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 55 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 56 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 57 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

第 6 閉 会

9. 会議の概要

- ・会長あいさつ (省 略)
- ・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9 時 3 分]

議長
(今井 龍美)

これより、第 21 回総会を開会いたします。
 ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。
 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
 また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。
 次に、会期についてお諮りいたします。
 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
 議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
 3 番柴田委員、5 番小田桐委員の両名にお願いいたします。
 議案説明のため、小野事務局長、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査、
 佐藤主事、佐藤専門員の出席を求めました。
 書記には、佐藤専門員を採用いたします。
 それでは、議案審議に入ります。
 本日の議案は、お手元に配布してある議案第 66 号から議案第 68 号
 まで 3 件、ほかに報告が 3 件でございます。

議案審議に入る前にお伝えします。

今回も新型コロナウイルス感染症対策として総会に係る時間を短縮するため、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

それでは、議案第 66 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

1 ページをご覧ください。

議案第 66 号は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1、農地法第 3 条調査書、および別添 2、関連案件一覧も合わせてご覧ください。

それでは、2 ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号 101 番から 103 番は、譲受人の経営拡大、104 番、105 番は、譲渡人からの贈与、106 番は、持分移転のための贈与、107 番、108 番は、双方の交換によるものです。

売買価格は、

整理番号 101 番 総額 250,000 円 10 アール当たり 2,976,190 円

整理番号 102 番 総額 100,000 円 10 アール当たり 284,900 円

整理番号 103 番 総額 1,150,000 円 10 アール当たり 271,290 円

となっています。

今回の件数は 8 件、面積 13,330 平方メートルで、田 4 筆 4,942 平方メートル、畑 6 筆 8,388 平方メートルとなっています。

次に、4 ページ、賃貸借権設定については、すべて借受人の経営拡大によるものです。

今回の件数は 2 件、面積 2,450 平方メートルで、田 2 筆 1,414 平方メートル、畑 1 筆 1,036 平方メートルとなっています。

次に、5 ページ、使用貸借権設定については、整理番号 39 番は、借受人の経営拡大によるものです。

今回の件数は 1 件、面積 1,228 平方メートルで、地目は畑です。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 66 号の現地調査を行った委員の方で、疑問点等がある方はありますか。

佐藤主事

議長

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 66 号について、質疑、ご意見を求めます。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 66 号を、原案のとおり決定することにご
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 67 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

6 ページをご覧ください。

議案第 67 号は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に
ついて、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書
の提出があったので、審議を求めるものです。

別添 3 の農地転用許可基準説明書と合わせて、7 ページをご覧ください。

まず、農地区分ですが、整理番号 22 番及び 23 番はともに一団の農
地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地と判断され
ます。

今回の申請は、例外的に許可できる基準及び転用計画の確実性など
一般の基準を満たしており、許可相当と考えます。

それでは、個別に説明いたします。

整理番号 22 番は、8 ページのとおり、申請地は、柏木小学校から東
南東へ約 900 メートルに位置する農地です。

土地利用計画は 9 ページのとおりで、転用目的は、主に資材置場及
び農機具用車庫です。

今回の申請は、既存の敷地面積 4,992 平方メートルに対し、所要面
積が 1,199 平方メートルであり、代替する土地がなく、既存敷地の面
積 2 分の 1 以下の拡張の場合であれば、例外的に許可できるという基
準を満たしております。

違反転用でありましたが、追認はやむを得ないと思われま

す。なお、現地調査については、7 月総会前に一度確認している場所
でしたので、今回の現地調査では、省略いたしました。

整理番号 23 番は、10 ページのとおり、申請地は、弘南線館田駅から

南へ約 700 メートルに位置する農地です。

土地利用計画は 11 ページのとおりで、転用目的は、普通住宅建築です。

日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可できるため、許可相当と考えられます。

今回の申請の合計面積は 1,469 平方メートル、田 3 筆です。
以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、12 番古川委員、13 番小山内委員、疑問点等がありましたらお願いします。

12 番古川委員

特にありません。

13 番小山内委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 67 号について、質疑、ご意見を求めます。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 67 号を、原案のとおり許可すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 67 号を、原案のとおり許可すべきものと決定いたします。

次に、議案第 68 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主事

12 ページをご覧ください。

議案第 68 号は、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

13 ページをご覧ください。

所有権移転について、整理番号 123 番及び 124 番は譲受人の経営拡大による売買です。

今回の件数は 2 件、面積 7,831 平方メートルで、田 3 筆 5,524 平方メートル、畑 2 筆 2,307 平方メートルとなっております。

なお、売買価格については、別添 4 のとおりです。

今回、申請のあった整理番号 123 番は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしており、許可相当と考えます。

次の整理番号 124 番については、申請後に買受人が違反転用者であることが判明し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、及び同項第 2 号イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、の要件を満たしていないことから、農用地利用集積計画を定めることが不相当であると判断し、決定できない案件であると考えます。

なお、不許可相当であると事務局にて判断したことから、今回は調整会議へも招集はいたしませんでした。

続いて 14 ページをご覧ください。

利用権設定について、整理番号 60 番は借受人の経営拡大による利用権設定です。

今回の件数は 1 件、面積 2,833 平方メートルで、地目は全て畑となっております。

今回申請のあった整理番号 60 番は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていることから、許可相当と考えます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 1 番今井委員、疑問点等がありましたらお願いします。

1 番今井委員

特にありません。

議長

事務局の説明により、要件を満たしていないと考えられる整理番号 124 番を除き、先に、整理番号 123 番、整理番号 60 番を審議いたします。

それでは、123 番、60 番について、質疑、ご意見を求めます。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、所有権移転の整理番号 123 番、利用権設定の整理番号 60 番を許可すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、所有権移転の整理番号 123 番、利用権設定の整理番号 60 番を、許可すべきものと決定いたします。
ここで暫時、休憩いたします。

【休憩 9 時 21 分】

【再開 9 時 24 分】

議長

それでは、会議を再開いたします。
整理番号 124 番について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

譲受人が違反転用者とのことですが、具体的にはどのような違反があったのでしょうか。

議長

暫時、休憩いたします。

(休憩中、違反転用地を写真撮影した資料を配布)

【休憩 9 時 24 分】

【再開 9 時 32 分】

議長

それでは、会議を再開いたします。
整理番号 124 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、所有権移転の整理番号 124 番については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号及び第 2 号イに違反していることから、許可しないものと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、所有権移転の整理番号 124 番は、許可しないものと決定いたします。
次に、報告 3 件を一括して、事務局に説明を求めます。

佐藤主事

15 ページをご覧ください。

報告第 55 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

16 ページをご覧ください。

令和 2 年 6 月から 8 月までの 3 か月間の相続の届出件数は 15 件で、面積は 169,951 平方メートル、田 37 筆、畑 76 筆となっています。

17 ページをご覧ください。

報告第 56 号、使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

18 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、整理番号 37 番は、他者へ貸付するため解約するものです。

件数は 1 件、面積 1,036 平方メートルで、地目は畑です。

続いて、19 ページをご覧ください。

報告第 57 号は、市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

20 ページをご覧ください。

農地法第 5 条における農地転用届出です。

整理番号 24 番は、21 ページのとおり、届出地は金田小学校から南東へ約 1.2 キロメートルに位置する農地です。

土地利用計画は 22 ページのとおりで、転用目的は、普通住宅建築です。

今回の届出地である 64-11 は、64-9 より必要な面積を分筆したものです。

計画としては、隣地である 64-2 の宅地にまたがって建築するものがあります。

整理番号 25 番は、23 ページの位置図のとおり、届出地は金田小学校から南東へ約 800 メートルに位置する農地です。

24 ページの土地利用計画図のとおり、転用目的は、駐車場用地です。

道路向かいの 3-1 にある会社の従業員及び来客者のための駐車場として利用する計画であります。

今回の届出件数は 2 件で、面積 869 平方メートル、畑 2 筆となっています。

以上です。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願い

谷川主査

議長

いします。
ございませんか。

尾-1 小野推進委員 報告第 57 号の整理番号 25 番について、売買価格を教えてください。

谷川主査 届出の場合は、売買価格の記載を求めておらず、届出書にも記載欄がありません。
そのため、売買価格は把握しておりません。

尾-1 小野推進委員 わかりました。

議長 ほかに聞きたいことがありましたらお願いします。

16 番 葛西委員 報告第 56 号の整理番号 37 番について、耕作年数が 8 か月とのことですが、何か理由があるのでしょうか。

小野事務局長 実際には 20 年以上前から借受人が耕作していました。
農業者年金の受給の関係で昨年 12 月に再設定したものを解約したため、契約上の耕作年数が 8 か月となっています。

16 番 葛西委員 わかりました。

議長 ほかに聞きたいことがありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 以上で、本日の議案審議は全て終了しました。
よって、第 21 回総会を閉会いたします。

[閉会 9 時 40 分]